

愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例

平成三十年三月二十七日
条例第五号

愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例をここに公布する。

愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第三条第五項の規定に基づく愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 被保険者を代表する委員 三人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 二人

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。